

## 取締役・執行役員 自社株保有ガイドライン

### 第1条（目的）

このガイドラインは、TDK株式会社（以下、「当社」という）の取締役および執行役員（以下、「役員」という）の自社株保有を促進させることにより、役員と株主との結び付きをより強化し、役員の業績向上および株価上昇に対する意欲や士気を一層高めることで、企業価値の向上を図ることを目的に制定する。

### 第2条（適用範囲）

このガイドラインは、当社の役員に適用する。ただし、株式報酬の付与されない役員については適用しない。

### 第3条（ガイドライン）

1. ガイドライン制定後最初に役員に就任する日から4年間で、基本報酬（年額）と同額程度の価値の自社株（以下、「目標株数」という。）を保有するよう努める。
2. 保有する株式等（第4条に定義）が目標株数を超過した場合に限り、その超過した株数について売却可能とする。なお、超過した株数とは、以下(2)から(1)を減じた額に相当する株数をいう。
  - (1) 売却申請時点の基本報酬（年額）
  - (2) 以下①と②を乗じて算出される額
    - ① 売却申請時点の属する月の前月末日時点の、東京証券取引所における終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）
    - ② 売却申請時点で保有している株式等

### 第4条（ガイドラインの対象となる株式等）

第3条2.(2)②に定める株式等は、以下を対象とする。

- (1) 既に保有している自社株
- (2) 未行使の株式報酬（権利行使開始日到達前の株式報酬型ストックオプションを含む）